

第五十二号

指定水防管理団体の水防団員定員基準条例の一部改正について

指定水防管理団体の水防団員定員基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定水防管理団体の水防団員定員基準条例の一部を改正する条例

指定水防管理団体の水防団員定員基準条例（昭和二十五年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

水防法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。